

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県

平成28年度
都道府県在宅医療・介護連携担当者会議

資料3

平成29年3月6日

在宅医療・介護連携における 福井県の市町支援の取組

福井県健康福祉部長寿福祉課

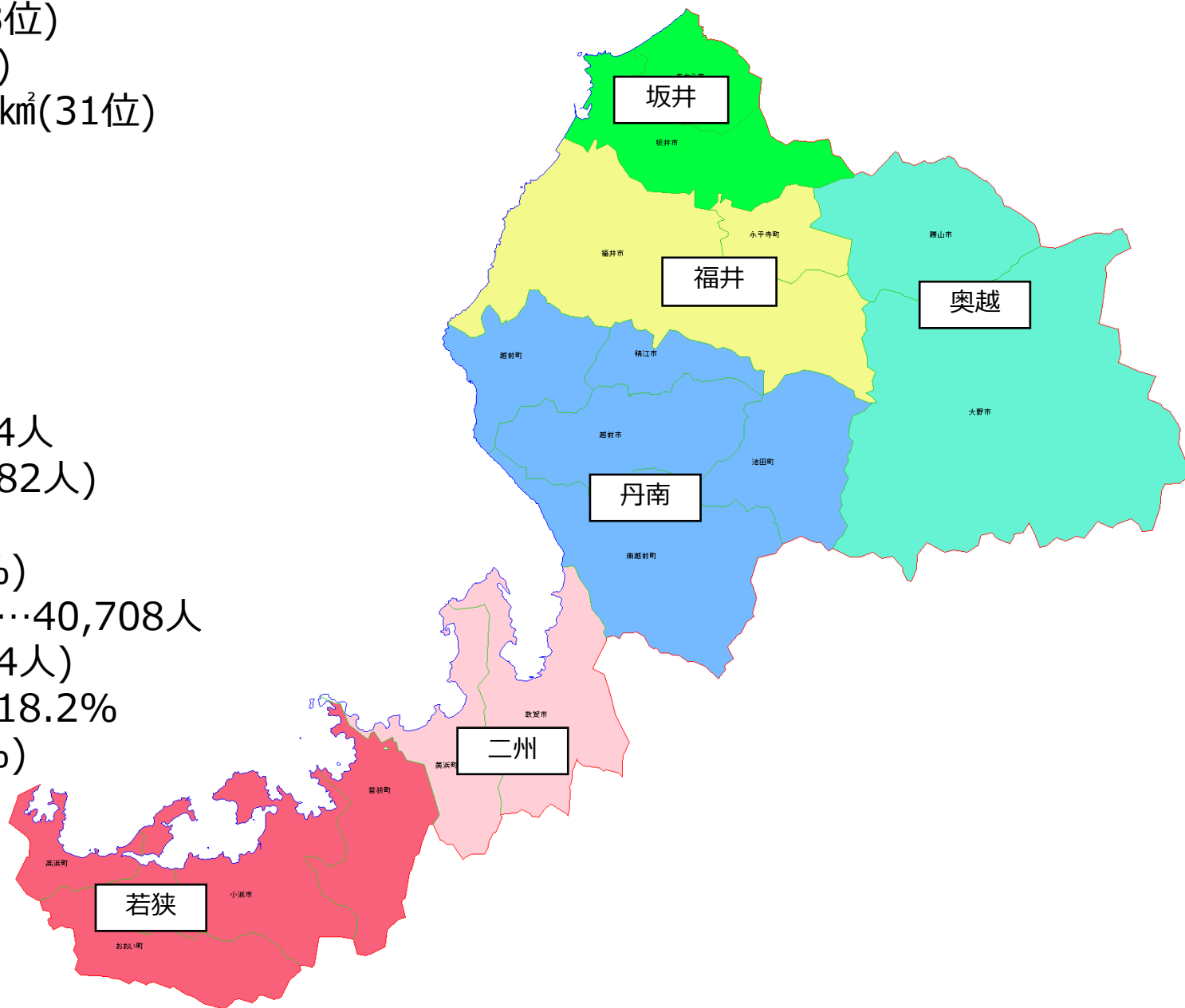
- ①福井県の概要(pp3-4)
- ②福井県における在宅医療・介護連携推進事業の背景と市町支援の考え方(pp5-10)
- ③福井県の在宅医療・介護連携推進事業の取り組み(pp10-20)
 - ・医療と介護の連携コーディネート
 - ・共通基盤による情報共有体制（ICT）
 - ・共通基盤による情報共有体制（退院支援ルール）
 - ・主治医不在時の在宅医療提供体制
- ④福井県と福井県医師会との連携(pp20-22)
- ⑤福井県における在宅医療・介護連携推進事業の次の展開(pp23-26)

福井県について

- 人口…784,602人(43位)
- 面積…4,190km²(34位)
- 人口密度…187.3人/ km²(31位)

- 2次医療圏数…4
- 保健所圏域数…6
- 郡市医師会数…11
- 市町数…17

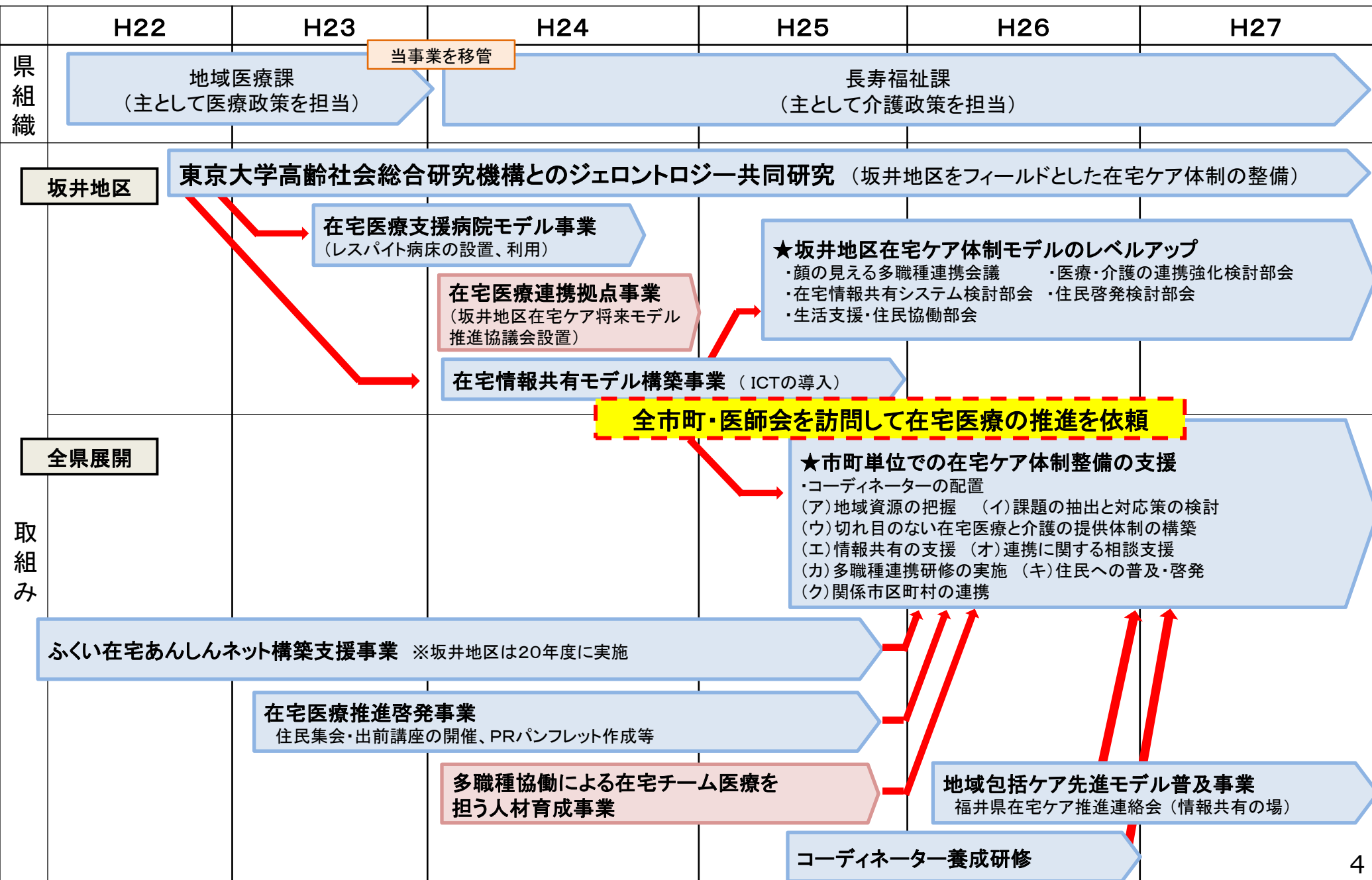
- 高齢者人口…223,804人
(うち75歳以上114,582人)
- 高齢化率…28.5%
(うち75歳以上14.6%)
- 要介護認定者数(1号)…40,708人
(うち75歳以上37,134人)
- 要介護認定率(1号)…18.2%
(うち75歳以上14.6%)



各市町の現状

市町名	担当医師会	二次医療圏	面積(km ²)	人口 ¹	在宅医療等の 必要量(H25) ²	在宅医療等の 必要量(H37) ²	訪問診療 利用者数 ³	在宅対応 医療機関数 ⁴
あわら市	坂井地区	福井・坂井	957	402,577	3,514	4,751	1,560	120
坂井市								
福井市	福井第一							
永平寺町	福井市							
大野市	大野市	奥越	1,126	56,330	661	760	229	17
勝山市	勝山市							
越前町	丹生郡	丹南	1,008	186,293	1,708	2,374	672	59
鯖江市	鯖江市							
池田町								
越前市	武生							
南越前町								
敦賀市	敦賀市	嶺南	1,099	139,402	1,317	1,657	535	36
美浜町	三方郡							
若狭町	小浜							
小浜市								
高浜町								
おおい町								
合計			4,190	784,602	7,200	9,542	2,996	232

福井県における医療・介護連携に関するこれまでの取組(～H27)



坂井地区在宅ケアモデル整備の推進体制

- ◎行政が事務局となる協議会・部会を設け、地域全体の医療・介護関係機関の参画を得ながら、在宅ケア体制整備を推進
- ◎医師会を中心とした医療体制整備の方針も共有し、地域全体の連携ルールづくりに反映

坂井地区在宅ケア将来モデル推進協議会(H28～坂井地区在宅ケア推進連絡協議会に改称)

医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者団体、東京大学、福井大学、行政(福井県、坂井地区広域連合、あわら市、坂井市)による協議会を構成し、坂井地区の在宅ケア体制整備の方針等を協議

[事務局:坂井地区広域連合、あわら市、坂井市、福井県]

顔の見える多職種連携会議

地域包括支援センター単位で医療・介護に携わるスタッフが一堂に会し、連携を強化するための場づくりを実施

[事業運営:地域包括支援センター、坂井地区広域連合]

医療・介護の連携強化検討部会

病院から在宅への退院調整や訪問看護との連携など、在宅療養者を支えるための医療・介護の連携強化について議論

[事業運営:坂井健康福祉センター、坂井地区医師会、地域包括支援センター、坂井地区広域連合]

在宅情報共有システム検討部会

医療・介護に携わる多職種が、在宅療養者の治療・ケア情報を共有するためのツール(ITシステム、情報連携シート)等について議論

[事業運営:坂井地区広域連合、地域包括支援センター、坂井地区医師会]

住民啓発検討部会

地域住民への在宅ケアに関する普及啓発活動(出前講座、シンポジウム等)の実践や、その手法・ツール開発(DVD、紙芝居、寸劇)等について議論

[事業運営:地域包括支援センター、坂井地区広域連合]

生活支援・住民協働部会

ボランティア等の高齢者を支える地域力を強化し、生活支援を含む在宅サービスを総合的に調整する仕組みづくりを実施

[事業運営:あわら市、坂井市、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域包括支援センター、坂井地区広域連合]

相互に情報を共有し、体制整備に反映

医師会による在宅医療体制整備

坂井地区在宅ケアネット事業運営委員会

医師会を中心に、主治医・副主治医等のコーディネート体制、バックアップ病院との連携、在宅医療を担う医師の育成など、地域の在宅医療体制を構築

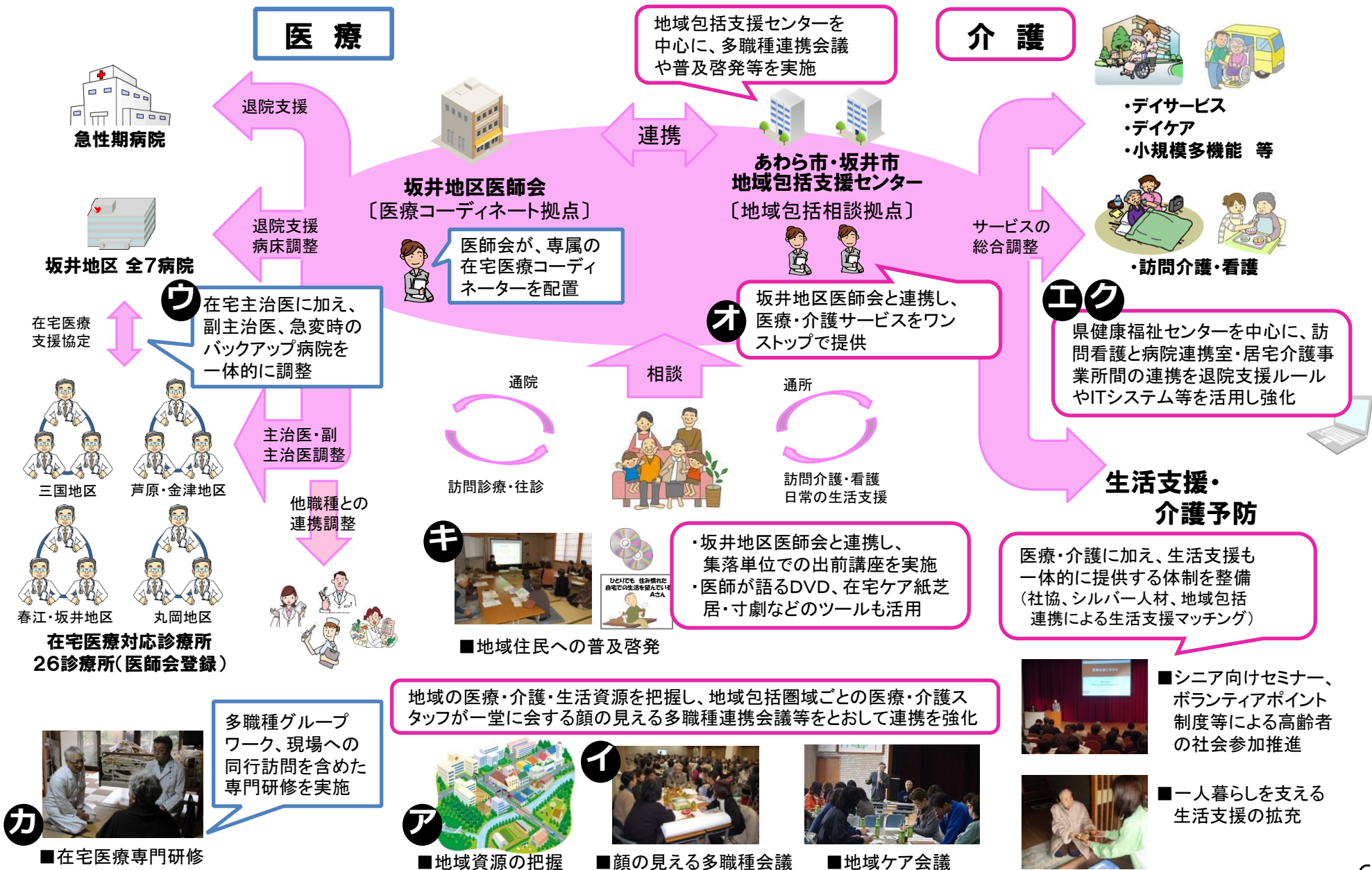
[事業運営:坂井地区医師会]

坂井地区在宅医療連携協議会

坂井地区の全7病院長と開業医の代表者(ケアネット事業運営委員)で構成する協議会を設け、在宅医療の支援に係る病診連携体制について協議

[事業運営:坂井地区医師会]

坂井地区在宅ケアモデル（概念図）



在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

坂井地区でのモデル事業の多くが
介護保険上の在宅医療・介護連携推進事業と対応している

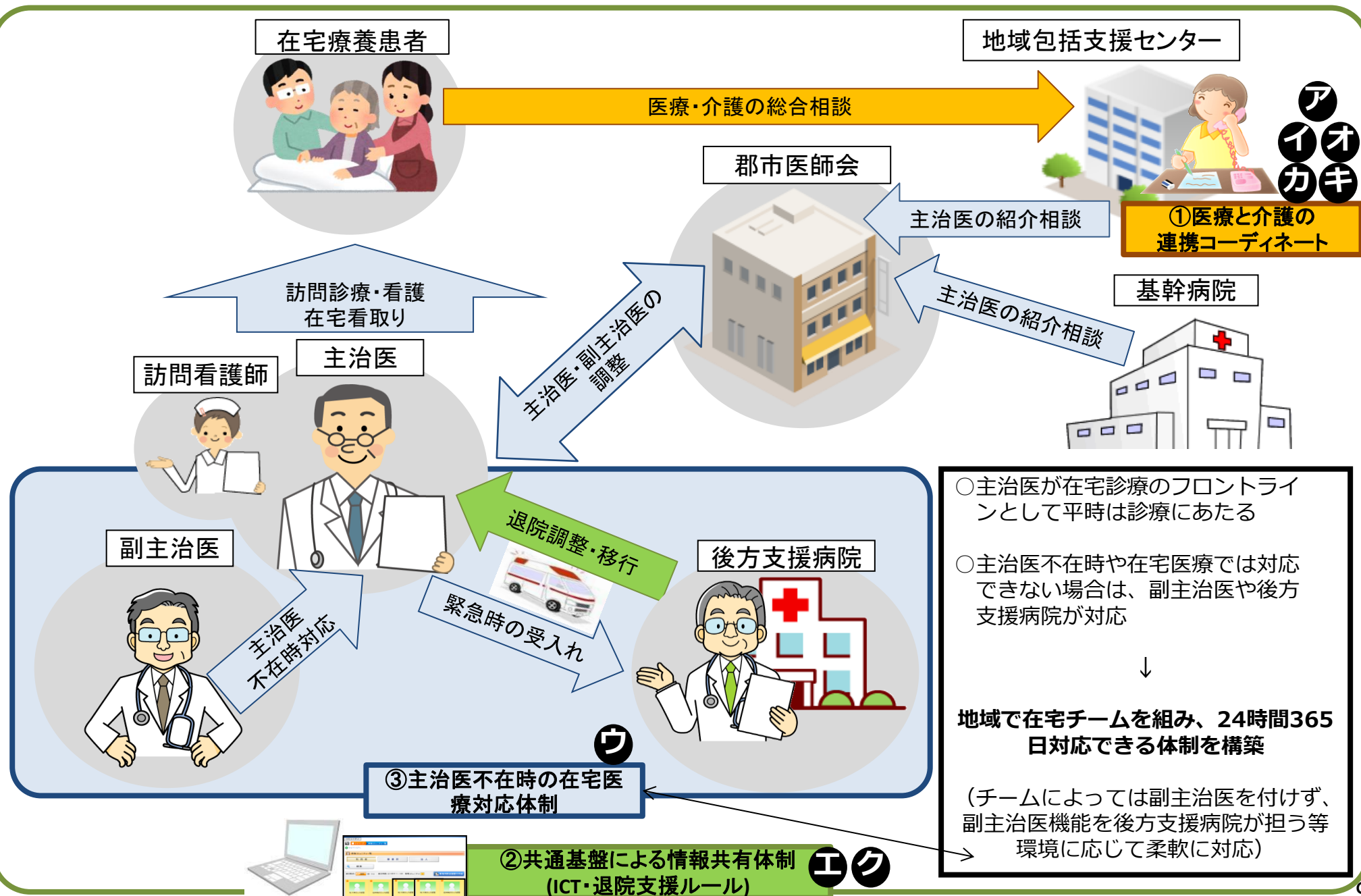


**坂井地区でのモデル事業の知見を活かし、
坂井地区モデルを全県展開することを通じて、
市町が主体となっていく在宅医療・介護連携推進事業を全面的に支援**

県の在宅医療・介護連携推進事業における支援の考え方

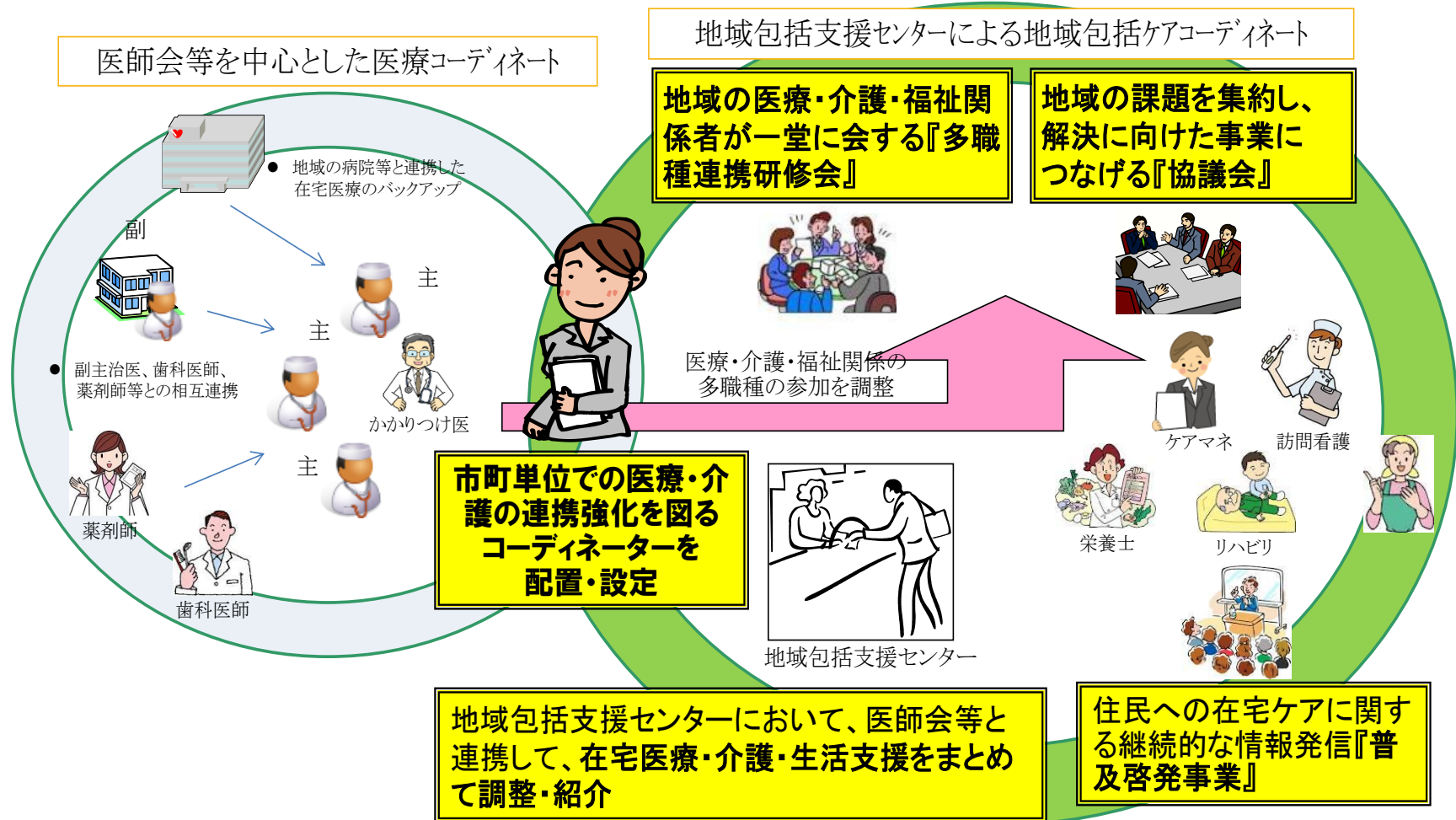
- ・ 国の動向や県内外の事業関連データ、好事例情報の提供
- ・ 広域で取り組むべき事項の市町間の調整（主に保健所）
- ・ 医師会等これまで市町にとって関係が薄かった団体との調整
- ・ 研修や情報共有ルール、ICT基盤整備等、広域で実施することにより効果的になる事業は県が自ら実施

坂井地区モデルの全県展開図



①医療と介護の連携コーディネーター

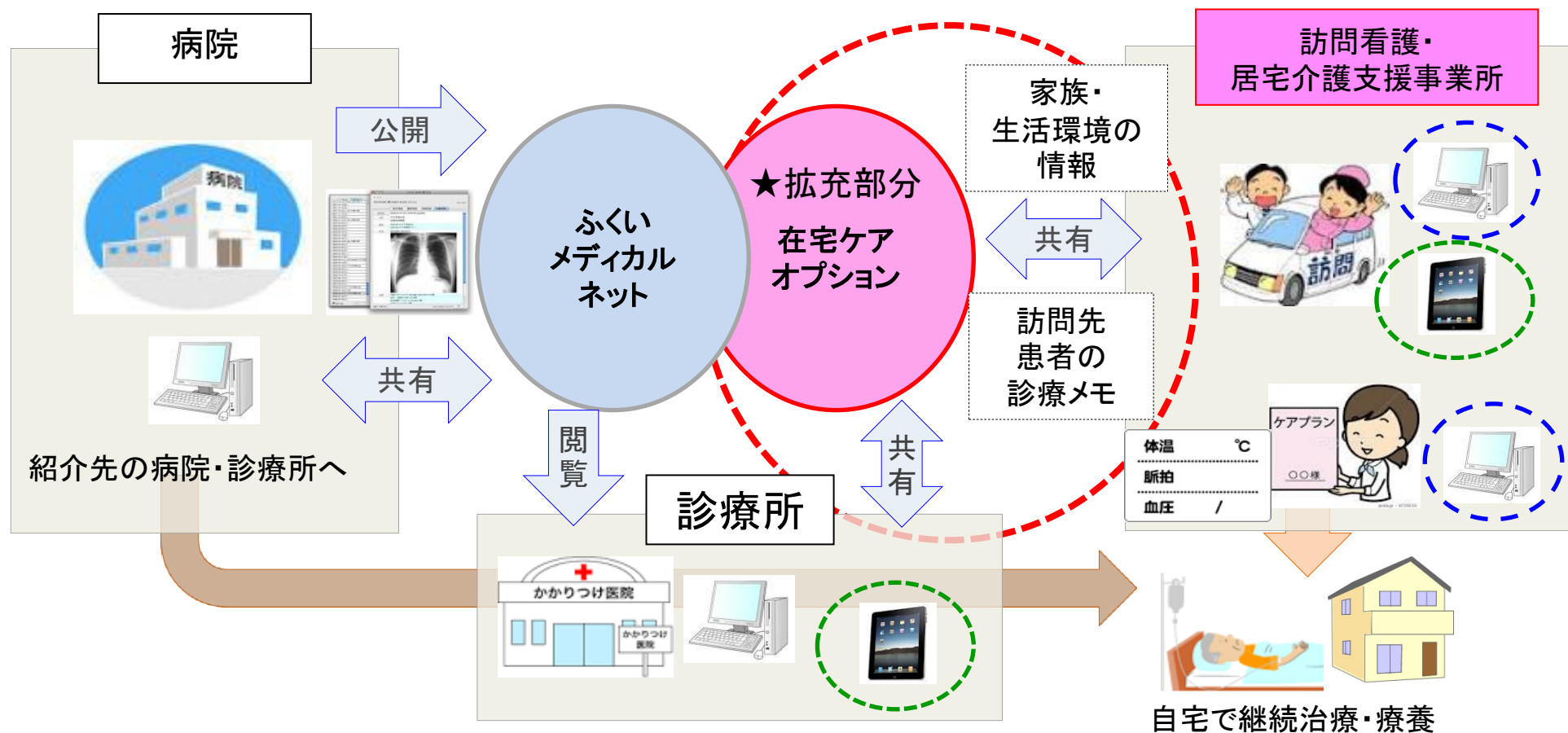
- 在宅医療・介護の連携強化を図るコーディネーターの配置（H26・27県補助 H28～市町）
 - ・全ての市町で、在宅医療・介護の連携強化を図るコーディネーター（保健師または看護師）を配置し、医師会等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた在宅ケア体制整備を実施。
- コーディネーター研修会（H25・26県看護協会委託）
 - ・上記コーディネーターの配置にあたり研修会を実施し、先行地区の事例や体制整備の要点を伝達。



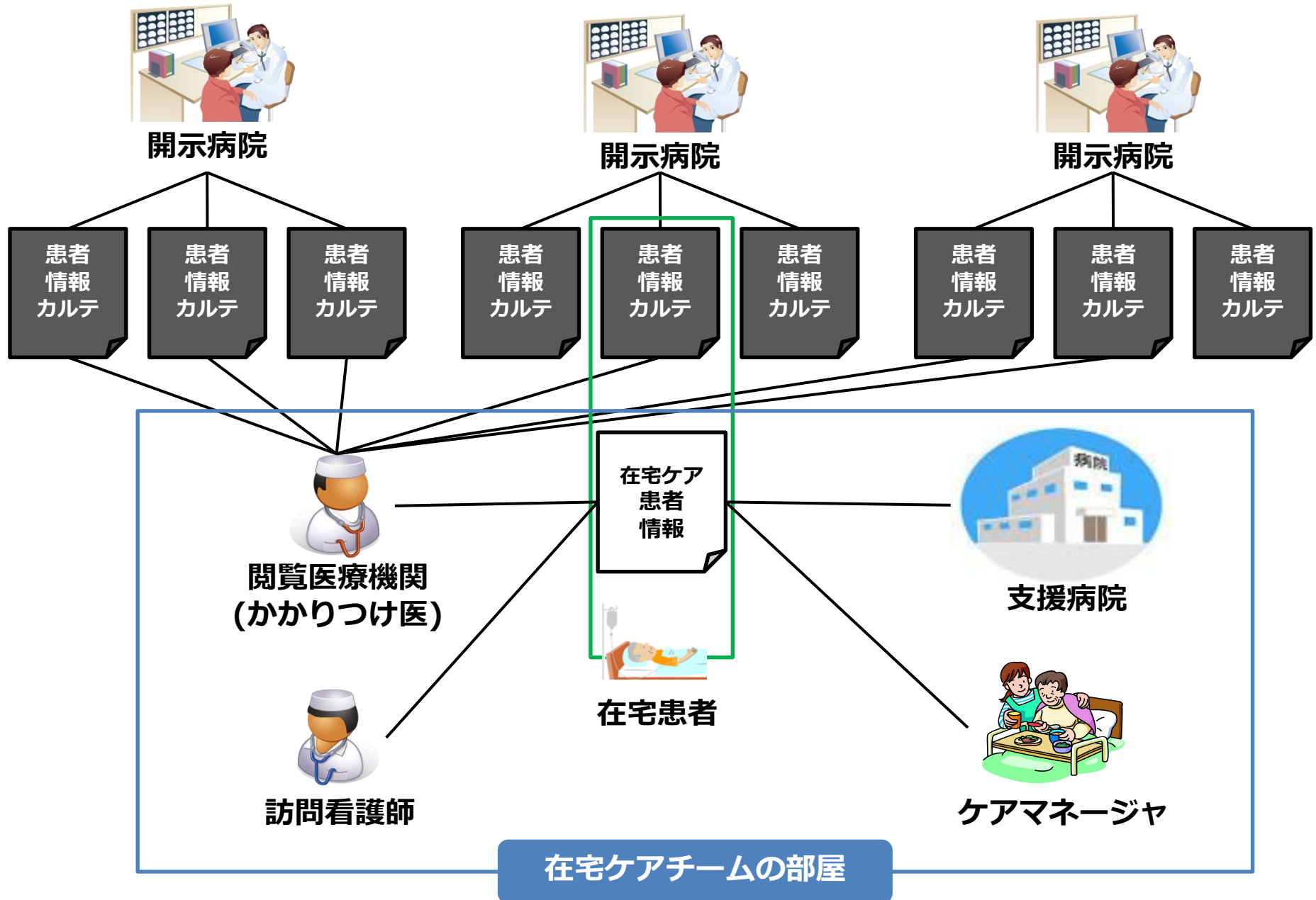
②共通基盤による情報共有体制(ICT)

○ふくいメディカルネット在宅ケアオプション機能（H27～県医師会補助）

- ・平成26年度より全県で運用している医療情報連携システム「ふくいメディカルネット」（平成28年11月現在公開人数約15,000人）の基盤上に、在宅医と訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所が訪問記録の共有や相談が出来る機能を追加。平成28年4月から運用を開始し、現在端末購入の補助を行っている。



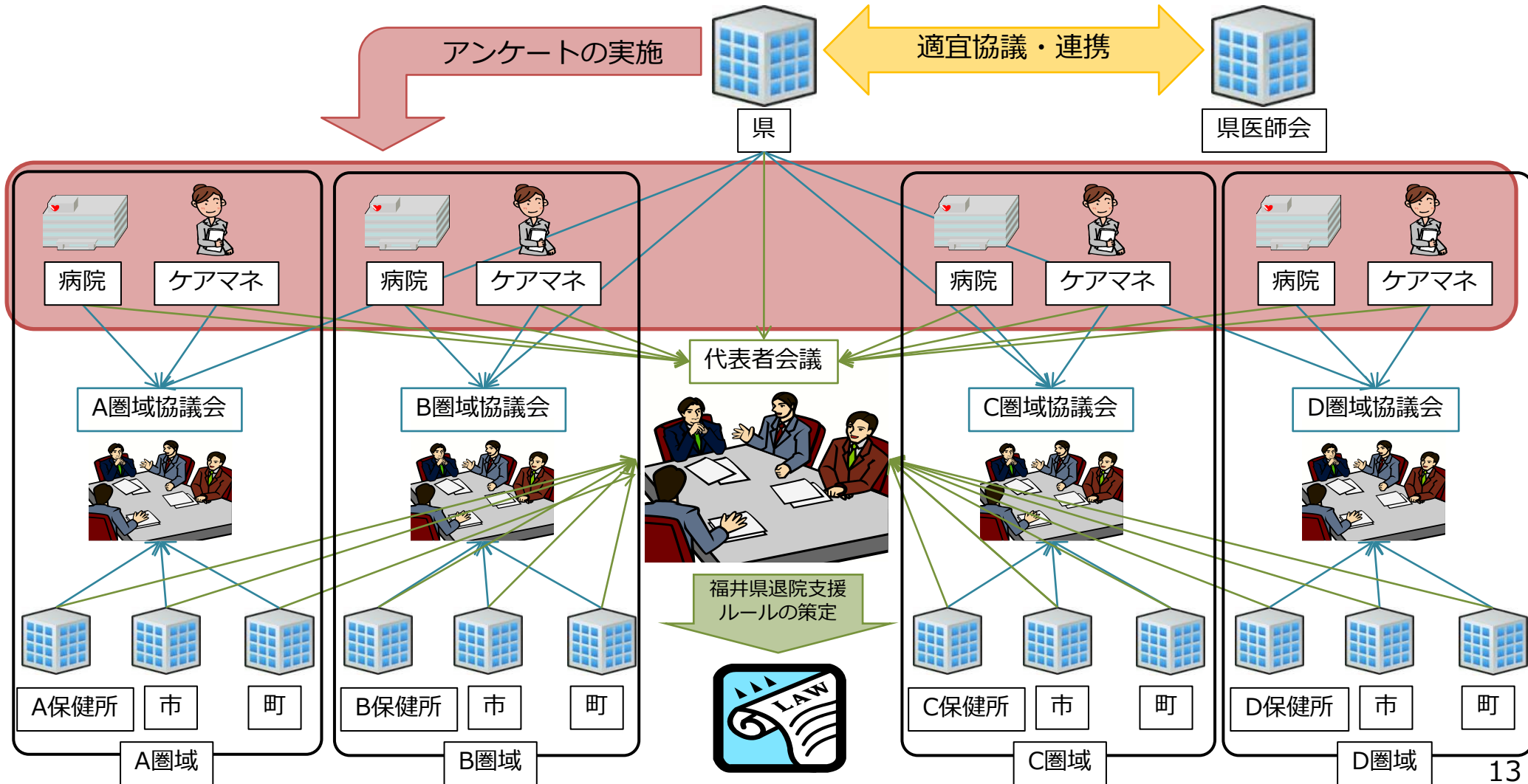
ふくいメディカルネット 本体と在宅ケアオプション機能の関係



② 共通基盤による情報共有体制(退院支援ルール)

○入退院時における情報共有ルールの整備 (H27～県・市町等)

- ・ 県・市町・病院・ケアマネジャーによる協議の場を設け、退院支援が必要な患者についての入退院時における情報共有の全県統一ルール「福井県退院支援ルール」を策定・運用。(圏域協議会は保健所主催、代表者会議は本課主催)



○27年度

他事例の検証(Plan)

- ・厚労省モデル事業への参加(H26～)

県医師会等関係者間で大まかな方向性や事業の進め方を検討(Plan)

- ・当初モデル事業に参加した圏域でルールを作る予定であったが、二次医療圏間の流入が多い状況を鑑み、全県を対象区域にする方針を決定

ケアマネ向け「医療と介護の連携に関するアンケート」実施(Check)

- ・入院時・退院時情報提供の件数や時期、内容

調整会議の実施・「福井県退院支援ルール」の策定(Act)

- ・圏域協議会各2回・代表者会議1回を開催、医療審議会在宅部会で報告

○28年度以降

退院支援ルールの実践(Do)

- ・県看護協会主催の研修会等でルールの解説実施

県医師会等関係者間で大まかな方向性や事業の進め方を検討(Plan)

- ・スケジュールやアンケート内容等の調整

ケアマネ・医療機関向け「医療と介護の連携に関するアンケート」実施(Check)

- ・入院時・退院時情報提供の件数や時期、内容（経年比較）
- ・「福井県退院支援ルール」の実施状況、環境が改善したか

調整会議の実施・「福井県退院支援ルール」の改定(Act)

- ・圏域協議会各1回・代表者会議1回を開催、医療審議会在宅部会で報告

福井県退院支援ルール

○概要

要介護・要支援の状態の患者が自宅等へ退院するための準備をする際に、病院からケアマネジャーに着実に引き継ぐための情報共有ルール。病院関係者と在宅関係者が連携してルールを実践し、引継ぎがなかったり不十分だったりしたために在宅での生活や療養に困る患者や家族をなくすことを目的とする。

運用開始：28年4月

運用地域：福井県全域（都道府県全域を運用地域とした入退院に関する支援ルールは全国初）

○構成

①退院支援ルール

「入院前にケアマネがいる患者の場合」…入院時、入院中、退院前調整、退院時、退院後において、病院担当者・ケアマネジャーが情報提供・共有をする際の役割を提示

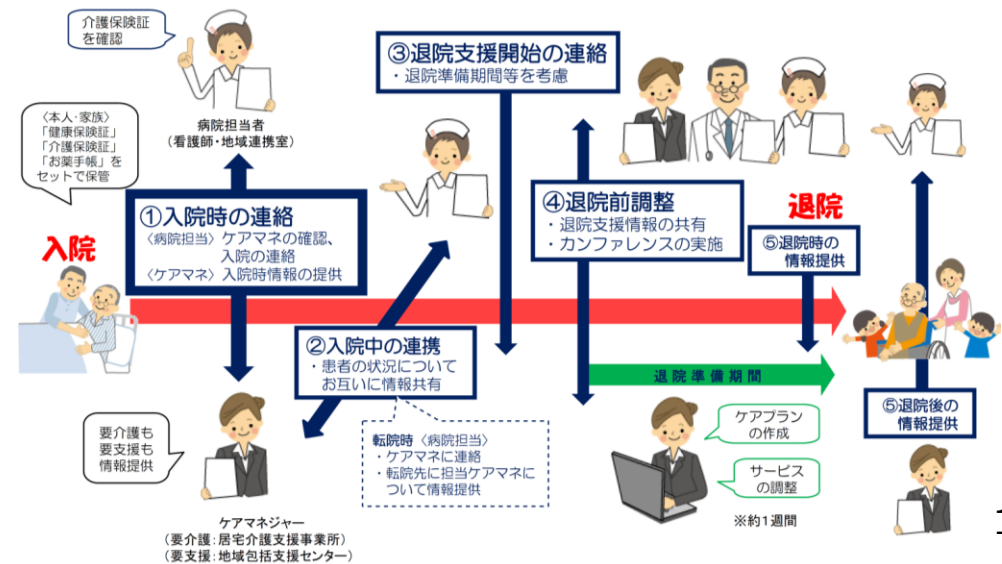
「入院前にケアマネがいる患者の場合」…入院時において、病院担当者が介護保険申請の支援をし、入院患者の担当になることが決まったケアマネジャーが入院中から連携を始めることを提示（それ以降は「ケアマネがいる場合」と同じ）

②参考様式 入院時情報提供シート・退院支援情報共有シート

③資料 病院・有床診療所の窓口一覧、居宅介護支援事業所一覧、各市町地域包括支援センター一覧、各市町介護保険担当部署一覧

○フロー

「A入院前にケアマネがいる患者の場合」と、「B入院前にケアマネがいない患者の場合」に分ける。
(右図は「A入院前にケアマネがいる患者の場合」)



医療と介護の連携に関するアンケート 集計結果より①

[H29.2.27]
圏域代表者会議資料

○概要

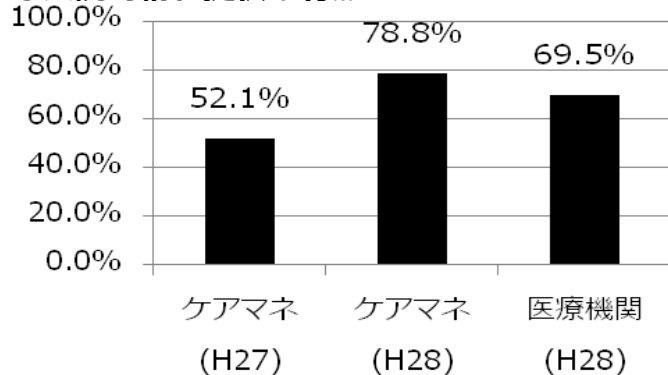
【医療機関】

調査期間 平成28年9月
回答機関数 97機関(92.4%)

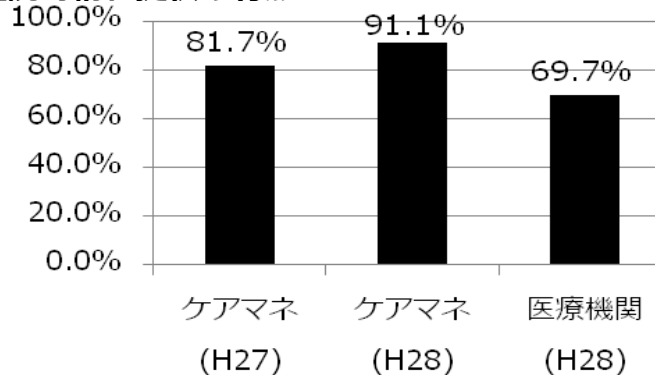
【ケアマネジャー】

調査期間 平成28年8月
回答者数 855人(利用者カバー率97.2%)

○入院時情報提供の有無

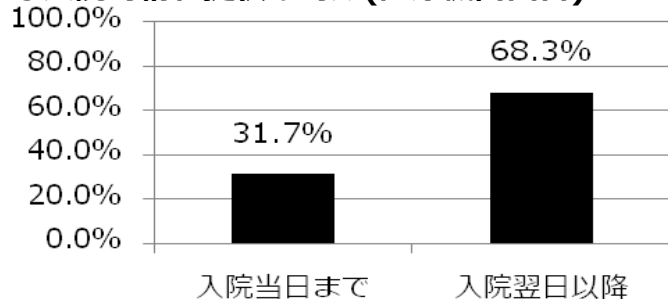


○退院時情報提供の有無

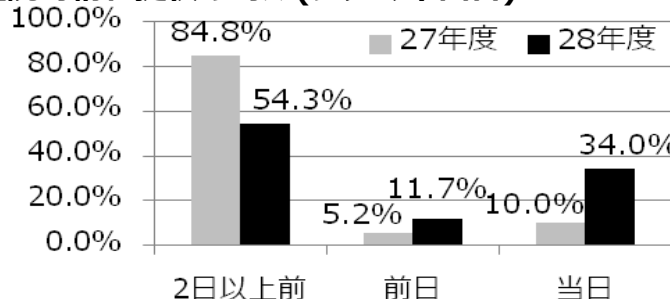


- 入院時・退院時とも情報提供率は増加
- ケアマネの回答よりも医療機関の回答の方が提供率が低い(「何をもちて情報提供とみなすか」に認識の差があるか?)

○入院時情報提供の時期(医療機関回答)

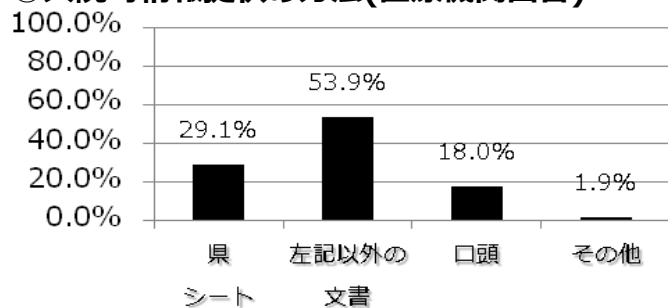


○退院時情報提供の時期(ケアマネ回答)

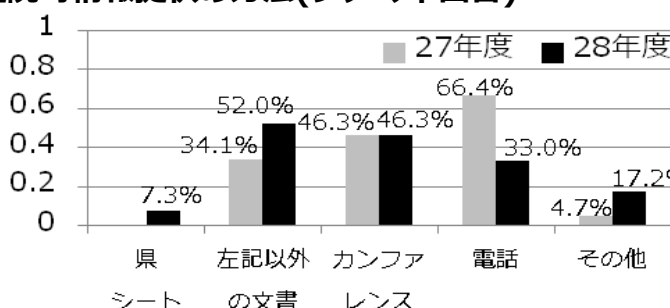


- 3分の1のケースで入院当日までにケアマネからの情報提供がされている
- 退院時情報提供の時期は、2日以上前のケースが減少、前日・当日が増加

○入院時情報提供の方法(医療機関回答)



○退院時情報提供の方法(ケアマネ回答)

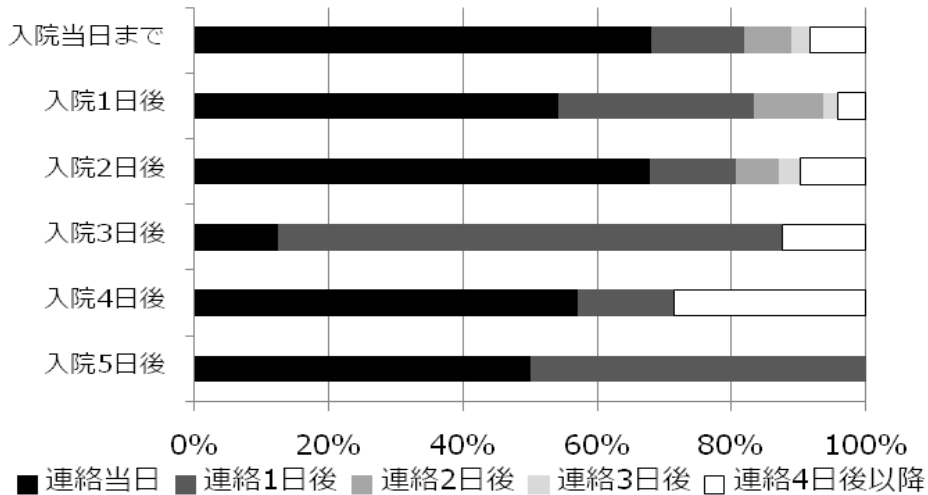


- 「福井県退院支援ルール」のシートは、入院時では3割、退院時では1割弱で使用されている
- 退院時情報提供の方法は、文書が増え、電話が減った
- ※入院時・退院時情報提供の方法は複数回答可

医療と介護の連携に関するアンケート 集計結果より②

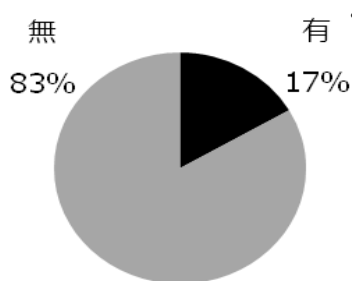
[H29.2.27]
圏域代表者会議資料

○病院からケアマネに患者が入院したことを連絡した時期別 ケアマネから病院への入院時情報提供時期



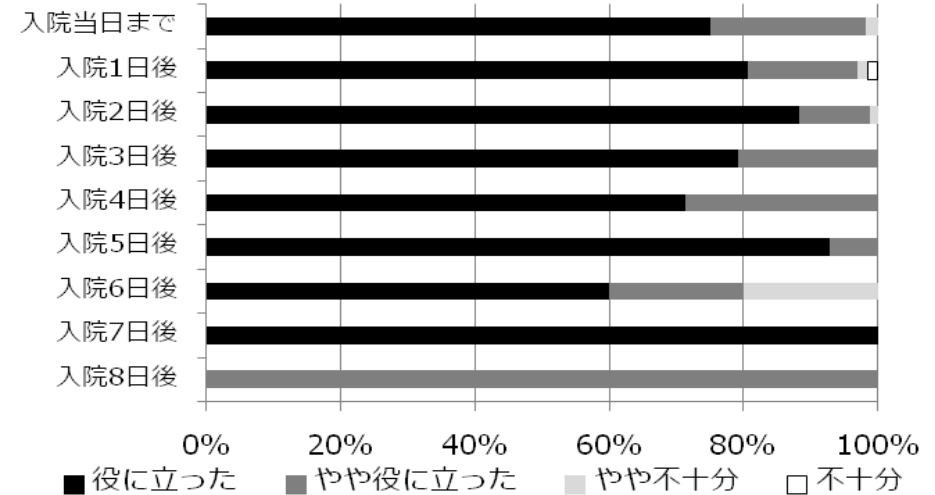
- ・約8割のケースで病院からケアマネに一報を入れた当日または翌日に入院時情報提供がされている
→ケアマネジャーは入院の事実を知ればすぐに情報提供ができていますので、まずは病院からの一報をお願いします！
ケアマネジャー側も、利用者の保険証に名刺を挟んでもらうなどのひと工夫の徹底をお願いします！

○入院中の要介護認定変更申請の有無 (入院前からケアマネがいる場合)



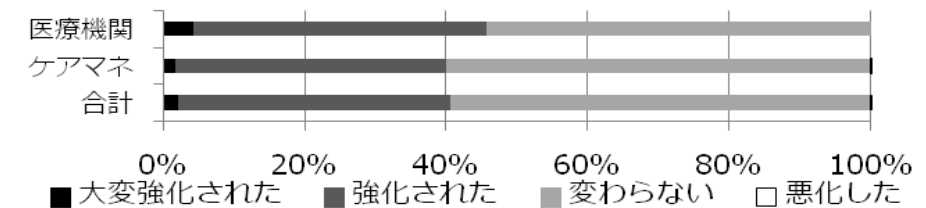
- ・入院前からケアマネがいる患者の6人に1人が入院中に変更申請をしている
→退院後を見据え、入院中の医療・介護の情報連携を！また、「入院時情報提供シート」等を活用して、退院後の状態についての本人・家族の意向について、意向に沿えられるかどうかの検討を！

○ケアマネから病院への入院時情報提供時期別 入院時情報提供から必要な情報が得られたか



- ・入院後、ある程度時間が経過しても「やや不十分／不十分」が増えない
→タイミングを逸するという事はないので、多少遅れても積極的に入院情報提供をお願いします！

○「福井県退院支援ルール」開始後の 医療・介護連携の連絡体制環境の変化

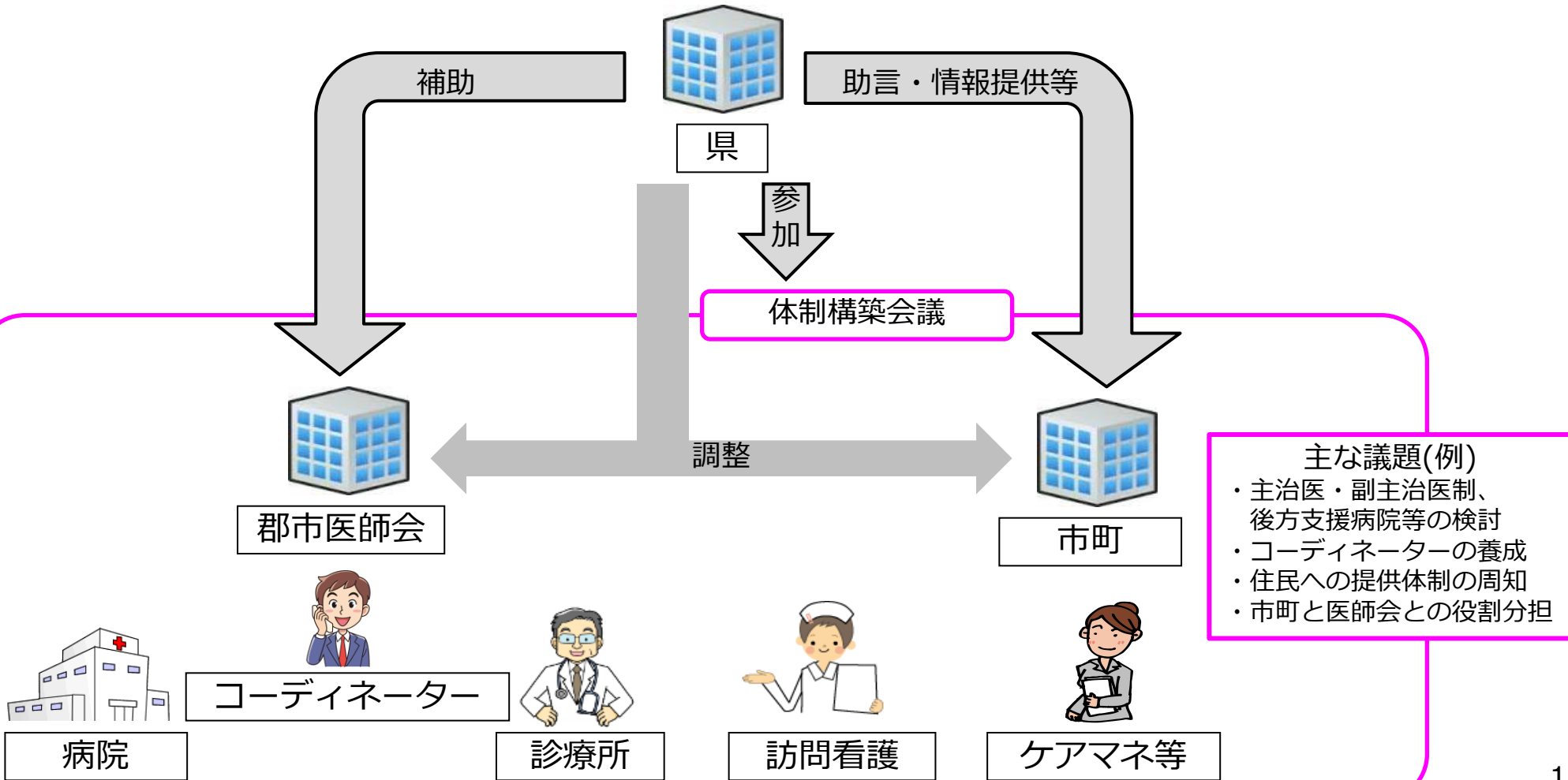


- ・その他の質問項目（入院時・入院中の情報共有、退院時・退院後の情報共有等）も同様に、医療機関・ケアマネとも、約4割が改善した、約6割が変わらないと回答し、悪化したのは数件程度。

③主治医不在時の在宅医療提供体制

○地域における在宅医療提供体制強化事業（H28・29郡市医師会補助）

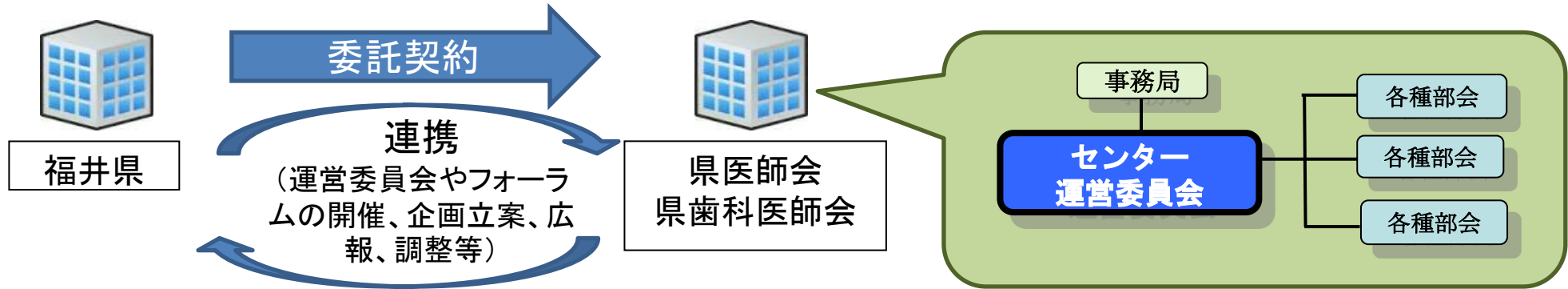
- ・在宅医療を必要とする患者に対し切れ目なく在宅医療を提供するため、地域の医療・介護資源や実情等を勘案した上で、主治医・副主治医制や後方支援病院といった在宅医療の提供体制を強化する取り組みを、市町とともに実施することに対して補助。



県医師会・県歯科医師会との連携

○地域の在宅医療を支える人材の育成（H27～県医師会・県歯科医師会委託）

- ・平成27年度から、県医師会・県歯科医師会に、在宅医療の支援拠点（福井県在宅医療サポートセンター・福井県在宅口腔ケア応援センター）を設け、新規実践者向け研修や、病診連携・診診連携等を通じた在宅医療の提供環境の向上を支援。



主な事業内容

- 在宅医療の情報発信・収集
 - …在宅医療対応状況や広く参加可能な研修会等の情報を収集し、発信
- 在宅医療の支援体制整備
 - …在宅医療材料の小ロット共同購入（輸液バッグ、留置針、カテーテル等在宅の小ロット使用ではデッドストックの発生しやすい医療材料についてサポートセンターを通じ各診療所等の小ロット購入を可能にする）
 - 基幹病院地域連携ワーキンググループの開催
- 在宅医療の研修
 - …サポートセンター主催研修（座学研修・実技研修・同行訪問研修・現場派遣）
 - 在宅医療研修用備品の貸出、講演者のあっせん・研修企画の支援
- 在宅医療の啓発・推進
 - …県民・医療従事者対象フォーラム開催、広報物作成

行政と医師会の関係

○良好な関係を築くために

- ①こまめに相談、意向を確認
- ②向いている方向をそろえる
- ③事務局との連携
- ④委託事業でも会議や研修に主体的に参加
- ⑤熱意・情報収集・理解
宿命…「県は3年ほどでコロコロと
担当者が代わってしまう」

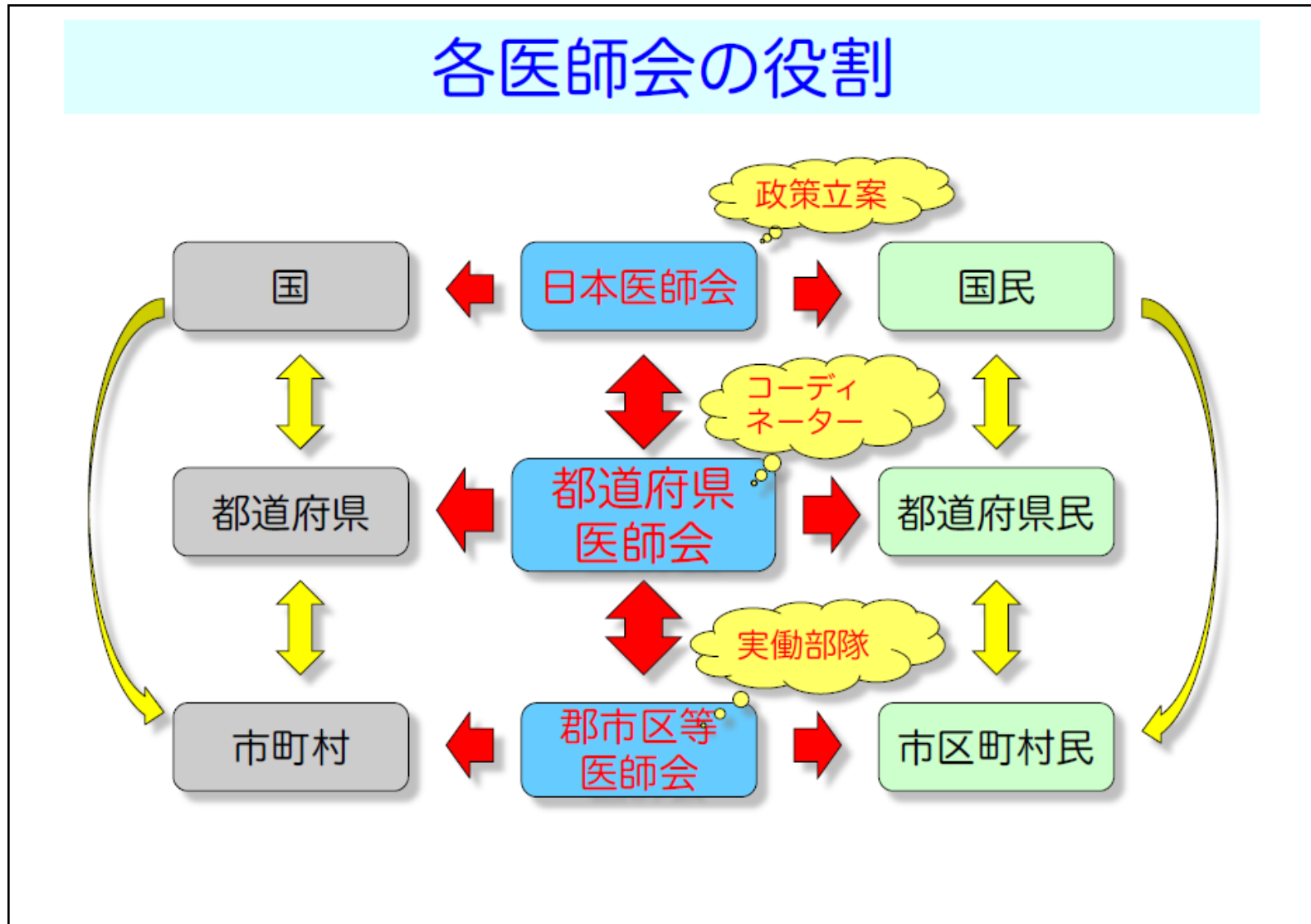


「在宅医療に関する県民公開講座」より（H29.2.26開催）

○市町における医療環境（例示）

- ・ 条例で設置を定めている医療協議会がある等、制度上医療側とのつながりがある
- ・ 医師会が在宅医療に熱心で、行政側を巻き込んでくれる
- ・ 自治体病院・診療所がある
…直営・指定管理の別はあるが、自治体病院の医師を通じて医師会とコネクションを取る
…小規模の直営診療所が熱心な在宅医療の担い手であることが多い!?
- ・ 自治体と郡市医師会の区域が一致しない
…自治体が複数の医師会の担当区域に分かれ、かつ各医師会の担当区域が複数の自治体にわたっている場合もある
- ・ 医師会に専従の事務職員がいない
- ・ 医療の供給側も需要側も既に減少フェイズにある（医師の高齢化・高齢者人口のピークが既に到来）

→それぞれの状況を俯瞰した上で、環境に応じた支援が必要



在宅医療介護連携推進事業 県内市町の取り組み状況(H28.8現在)

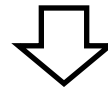
	①地域資源の把握(ア)	②課題抽出と検討(イ)	③多職種研修(力)	④住民普及啓発(キ)	⑤相談支援(才)	⑥情報共有(工)	⑦広域連携(ク)	⑧24時間体制整備(ウ)
坂井市・あわら市	○	○	○	○	○	○	○	○
福井市	○	○	○	○	○	○	○	○
永平寺町	○	○	○	○	○	○	○	○
大野市	○	○	○	○	○	○	○	○
勝山市	○	○	○	○	○	○	○	○
鯖江市	○	○	○	○	○	○	○	△
池田町	○	○	○	○	○	○	○	○
越前町	○	○	○	○	○	○	○	○
越前市	○	○	○	○	○	○	○	○
南越前町	○	○	○	○	○	○	○	○
敦賀市	○	○	○	○	○	○	○	○
美浜町	○	○	○	○	○	○	○	
小浜市	○	○	○	○	○	○	○	
高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○
おおい町	○	○	○	○	○	○	○	△
若狭町	○	○	○	○	○	○	○	○

8事業の市町平均着手数7.8個

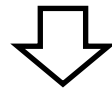
在宅医療・介護連携推進事業の次の展開

福井県では在宅医療・介護連携推進事業の8項目のうち、

- ・全8項目着手済： 13市町
- ・年度内に全8項目着手： 2市町
- ・7項目着手： 2市町



着手後の展開をどうするか？



質の展開



(課題例)

- ・データ分析の内容充実
- ・協議会のより多職種の参加
- ・相談や研修会、普及啓発事業のアセスメント手法の検討



量の展開

(質は保ったままで！)



地域医療構想で示した在宅医療等の必要量の増加をふまえ、2025年にも対応できる在宅医療・介護の提供体制の構築
…在宅医療の供給可能量と必要量にギャップはあるのか？
あるとすればその量はどれくらいか？そのギャップをどのようにして埋めるか？